

**コロナ特例貸付 設計・仕様書作成支援及び
委託事業進捗管理支援業務にかかる一般競争企画入札実施要領**

2021年7月

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

コロナ特例貸付 設計・仕様書作成支援及び

委託事業進捗管理支援業務にかかる一般競争企画入札実施要領

○委託業務の目的と背景

新型コロナ特例貸付（以下、特例貸付）の取り扱い件数は膨大な件数となっており、今後 10 年以上におよぶ債権管理を円滑に行うための体制整備が課題となっている。大阪府社会福祉協議会（以下、府社協）では、この課題に対し、償還免除や償還業務等の債権管理業務（以下、償還・免除業務）について、業務委託を活用し、業務の効率化を図る方針である。

業務委託を活用するにあたり、円滑な立ち上げおよび業務履行を行うため、予め運営設計・業務設計が必要となること、委託期間においては大量な業務処理の適切な進捗及び品質管理が重要となること、また国の福祉施策や制度変更への随時対応などが発生する見込みであり、柔軟性を持たせた設計とする必要がある。

本調達では、償還・免除業務を適切に実施するため、業務委託に向けた設計・仕様書作成及び委託事業の進捗管理について、効果的な実施及び支援を行うことができる高度かつ専門的な知識・経験を有する外部専門事業者に委託するものである。

1. 適用

本要領は、償還・免除業務を適切に実施するため、業務委託に向けた設計・仕様書作成及び委託事業の進捗管理等を委託する事業者を企画入札方式により選定するにあたり、その手続きについて定める。

2. 業務概要

(1)業務名称

「コロナ特例貸付 設計・仕様書作成支援及び委託事業進捗管理支援業務」

(2)契約期間 2021年9月初旬 契約締結日（予定）から2023年3月31日

(3)事業及び委託内容

償還・免除業務の業務委託に向けた設計・仕様書作成及び委託事業の進捗管理
詳細は別添の仕様書のとおりです。

(4)委託金額の上限

126,000,000円（税抜）を上限とします。

委託金の支払いについて（予定）

- ・運営・業務設計書の納品後（2021年10月を想定）、それにあたる部分を2021年12月末にお支払いします。
- ・業務進捗管理計画（2021年12月の提出を想定）および業務進捗管理支援報告書（2022年2月以降、毎月翌月5営業日以内の提出を想定）について、業務進捗管理計画にあたる部分は2022年1月末に支払い、その後の進捗管理にあたる部分は、実際に業務委託開始後、毎月翌月末にお支払いします。

(5)その他

業務実施にあたっては、一部の再委託を認めますが、その場合は本会との事前協議が必要です。

3. スケジュール

2021年7月21日(水)	企画入札説明会開催
2021年7月28日(水)	質問受付締切
2021年8月5日(木)	企画入札（企画提案審査会）

4. 企画提案応募要件と実績

本業務の提案に参加を希望する事業者の応募要件は以下のとおりです。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ないもの
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ク 本会より契約停止処分を受けてから2年を経過しないもの
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有していること
- (4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること
- (5) 最近1事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (7) 令和3年7月1日を基準として、下記の実績をすべて有すること
 - ・仕様書作成及び調達支援の実績
 - ・70名以上の請負業務センター運営設計及び業務設計の実績
 - ・70名以上の請負業務センター管理の実績
- (8) 本会の会長又は理事、若しくはこれらの親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員についている業者等、当法人の会長又は理事が特別の利害関係を有する業者でないこと
- (9) 公告の日から入札執行の日までの期間に、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと、又は入札参加申請時において、大阪市・大阪府競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市・大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (10) 公告の日から入札執行の日までの期間に営業停止の処分を受けていないこと
- (11) 正常な一般競争入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれがないこと

5. 企画入札説明会について (参加は任意とさせていただきますができるだけご参加ください)

本入札の参加を希望する者は、以下のとおり実施します。

(1) 一般競争企画入札説明会の案内

入札説明会に参加を希望する者は、2021年7月20日(火)午後5時までに別添のFAXにて申し込むこと。(FAX: 06-6767-1562)

(2) 一般競争企画入札説明会の開催

開催日時 2021年7月21日(水) 午後2時～3時頃まで

開催場所 大阪社会福祉指導センター 2階 ボランティアホール
(大阪市中央区中寺 1-1-54)

(3) 質問等の受付

生活支援部(石井・木越)あてで、

大阪府社会福祉協議会 代表メール (soumu@osakafusyakyo.or.jp) で受付します。

質問受付期限 2021年7月28日(水) 正午まで

2021年7月29日(木) 付で、説明会参加者にメールで回答するとともに、本会ホームページにて質問と回答を掲載します。

6. 提出書類

企画入札参加にあたっては、次の書類を提出してください。

(1) 応募書類

(企画提案書類)

ア 企画提案書【8部】

イ 企画提案見積書【8部】

(入札資格確認書類)

ウ 入札参加資格確認申請書兼誓約書

エ 会社経歴書等(様式は問わない。パンフレット等でも可)

オ 登記事項全部証明書(原本)

※発行日から3か月以内のもの。

カ 納税証明書(原本)

・令和2年4月1日から令和3年3月31日における都道府県の都道府県税事務所等が発行する都道府県税(全項目)の納税証明書

・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の徴収金がないことの証明書)

キ 令和3年7月1日を基準として、下記の実績を有することが分かる事業実績報告書等

・仕様書作成及び調達支援の実績

・70名以上の機関運営設計及び業務設計の実績

・70名以上の機関管理の実績

(2) 提出部数

応募書類については正本1部(様式2は代表者印を押印してください)。企画提案書類はコピーを含め8部を提出してください。

(3) 提案書類の受付期間及び提出先等

受付期間 説明会開催の翌日から2021年8月3日(火) 午後5時までに持参ください。

提出先 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・生活支援部(担当:石井)
(大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館 1階)

提出方法 書類は必ず提出先に持参してください(郵送による提出は不可)。

費用の負担 応募に関する経費は全て応募者の負担とします。

(4) 応募書類の返却

応募書類の返却は理由の如何を問わず返却しませんのでご承知置きください。

なお、応募書類は、本件企画入札にかかる事業者選定審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

応募書類の提出に際しては、正本1部、コピー7部をそれぞれ1セットずつA4の大きさに綴って提出してください。

- ・表紙には提案業務タイトルと、提案事業者名を記入してください。

<記入例>

- ・ **コロナ特例貸付 設計・仕様書作成支援及び委託事業進捗管理支援業務 提案書**
- ・ **株式会社 ○○○○○○**
- ・ 期限後の差し替えは認めません(本会が補正等を求める場合は除く)。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件企画入札の参加資格を失うものとします。

7. 審査の方法

(1) 審査方針

応募書類の審査は、審査委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案者を決定します。審査委員会は非公開とします。

提案者が1者のみの場合でも、審査を行います。ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

《審査基準》

1 業務分析の企画・手法	25点
2 適正な事業実施体制の確保	20点
3 成果物・提案内容の適正さ	15点
4 セキュリティ・リスク管理体制の妥当性	10点
5 事業金額及び費用積算根拠の妥当性	30点

(2) 企画提案審査会の開催

開催日時	2021年8月5日(木) 午前10時から午後2時頃まで (予定)
開催場所	大阪社会福祉指導センター 2階 ボランティアホール (大阪府中央区中寺 1-1-54)

(3) 審査方法

審査方針《審査基準》に基づき、審査を実施し、優れた提案を行った事業者を選定します。

(4) 選定結果

選定結果については、採否に係わらず全ての事業者を選定後、速やかに通知します。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

(5) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

- ア 応募者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日まで「4.企画提案応募要件」の条件に該当しなくなったとき。
- ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- エ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- オ 受託希望者価格が「2. (4)委託金額の上限」を上回った場合
- カ 本要領に違反した場合

8. 契約

本業務については、最優秀提案者に選定された事業者と本会との間において2021年9月(予定)から2023年3月31日を契約期間とする契約を締結します。なお、採択された提案は、採択後に当会と詳細を協議させていただきます。この際、内容・金額について変更を生じることがあります。

また、契約に際しては、「大阪府暴力団排除条例」にもとづき、事前に「誓約書」をご提出いただきます。

9. その他

- ・本件に選定された事業者は、今後予定している免除・償還業務についての受託はできません。
- ・応募いただいた内容については、補足説明等をお願いすることがあります。
- ・本業務は、個人情報を取り扱うことがありますので、別紙「個人情報取扱特記事項」を守ってください。委託契約によって取得した個人情報その他の権利は、原則として本会に帰属します。
- ・本業務は、新型コロナウイルス感染症の状況、ならびに天災等の影響により、急遽中止、もしくは延期する場合があります。本業務を中止する場合、委託契約締結前においては、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。また、委託契約締結後においては、仕様書の内容・金額を変更する場合があります。
- ・本要項に定めのない事項については、本会と協議のうえ、決定することとします。

<本件に関する問い合わせ>

〒542-0065

大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・生活支援部（担当：木越）

TEL：06-6776-2234（9時15分～17時）

FAX：06-6767-1562